

00282

鳥取県公報

昭和二十七年三月二十日

本書ノ大キサハ國定規格A五判

号 外 木曜日

區

外木曜日

目次

◆告示 しいらづけ漁業に係る漁業の免許の内容とな

る事項、申請期間等について

告 示

鳥取県告示第一五二号

漁業法（昭和二十四年、法律第二百六十七号）第十一條
第四項の規定により、しいらづけ漁業に係る漁場ごとの
漁業の免許の内容となる事項、申請期間及び関係地図を
次のように定める。

昭和二十七年三月二十日

鳥取縣知事 西尾愛治

記

一、漁場ごとの漁業の免許の内容となる事項及び関係地

鳥取県公報 每週火曜日発行（休日ニ当ル）

昭和二十七年三月二十日

号

外

（昭和四年四月十五日）

| 漁業権の種類 | | 漁場の位置 | | 漁場の位置及び区域 | | 漁業の種類及び漁獲物の種類 | | 制限條件 | | 関係地区 | |
|--------|-------------|-------|-------|--|--|---------------|-------|--|--|-------|-------|
| の番号 | その一 | 点の位置 | 漁場区域 | 漁業の時期 | 漁業の種類 | 標識 | はつけ木 | 制限 | 關係地区 | | |
| 第三十三号 | 鳥取県岩美郡網代村沖合 | 基点甲 ク | 基点甲 ク | イ 甲より三百三十二度五千メートルの処 五万九千五百メートル ロ イより三百四十八度四十メートルの処 | イ 甲より三百五十一度五千メートルの処 五百六万九千メートルの処 | 基点甲 ク | 基点甲 ク | イ 甲より十九度三十分六千メートルの処 四百メートルの処 ロ イより三百四十八度四十五分六千メートルの処 | イ 甲より十九度三十分六千メートルの処 四百メートルの処 ロ イより三百四十八度四十五分六千メートルの処 | 基点甲 ク | 基点甲 ク |
| 第三十二号 | 鳥取県岩美郡網代村沖合 | 基点甲 ク | 基点甲 ク | イ 甲より三百三十二度五千メートルの処 五万九千五百メートル ロ イより三百四十八度四十メートルの処 | イ 甲より三百五十一度五千メートルの処 五百六万九千メートルの処 | 基点甲 ク | 基点甲 ク | イ 甲より十九度三十分六千メートルの処 四百メートルの処 ロ イより三百四十八度四十五分六千メートルの処 | イ 甲より十九度三十分六千メートルの処 四百メートルの処 ロ イより三百四十八度四十五分六千メートルの処 | 基点甲 ク | 基点甲 ク |
| 第三十一号 | 鳥取県岩美郡田後村沖合 | 基点甲 ク | 基点甲 ク | イ 甲より三百三十二度五千メートルの処 五万九千五百メートル ロ イより三百四十八度四十メートルの処 | イ 甲より三百五十一度五千メートルの処 五百六万九千メートルの処 | 基点甲 ク | 基点甲 ク | イ 甲より十九度三十分六千メートルの処 四百メートルの処 ロ イより三百四十八度四十五分六千メートルの処 | イ 甲より十九度三十分六千メートルの処 四百メートルの処 ロ イより三百四十八度四十五分六千メートルの処 | 基点甲 ク | 基点甲 ク |
| 第三十号 | 鳥取県岩美郡網代村沖合 | 基点甲 ク | 基点甲 ク | イ 甲より三百三十二度五千メートルの処 五万九千五百メートル ロ イより三百四十八度四十メートルの処 | イ 甲より三百五十一度五千メートルの処 五百六万九千メートルの処 | 基点甲 ク | 基点甲 ク | イ 甲より十九度三十分六千メートルの処 四百メートルの処 ロ イより三百四十八度四十五分六千メートルの処 | イ 甲より十九度三十分六千メートルの処 四百メートルの処 ロ イより三百四十八度四十五分六千メートルの処 | 基点甲 ク | 基点甲 ク |

00285

四

その七
第三十七号

イ 甲より六度五千六百メー
トルの処
ロ イより三百四十八度四十
五分六万九千メートルの処

基点甲 ク

イ 甲より三百五十度五千四
百メートルの処
ロ イより三百四十八度四十
五分六万八千メートルの処

基点甲 ク

イ 甲より三百三十一度三十
分五千六百メートルの処
ロ イより三百四十八度四十
五分六万八千メートルの処

基点甲 ク

酒氣鳥
津高取
村郡県その九
第三十九号 鳥取村沖合

イ 甲より三百三十一度三十
分五千六百メートルの処
ロ イより三百四十八度四十
五分六万八千メートルの処

基点甲 ク

その十
第四十号

イ 甲より三百八度四十五分八
百メートルの処
ロ イより三百四十八度四十
五分六万八千メートルの処

基点甲 ク

その十一
第四十一号

イ 甲より三百八度四十五分八
百メートルの処
ロ イより三百四十八度四十
五分六万八千メートルの処

基点甲 ク

その十二
第四十二号

イ 甲より三百一度十五分八
千八百メートルの処
ロ イより三百四十八度四十
五分六万八千メートルの処

基点甲 ク

00287

第四十三号

基点甲 鳥取県氣高郡青谷町
大字青谷寺屋敷五千二百
九十三番ノ一の三角塔

イ 甲より五十度八千六百メー
トルの処

ロ 甲より三百四十八度四十
五分六万七千メートルの処

三の十

イ 甲より三百四十八度四十
五分六万七千メートルの処

四の十

基点甲 //

イ 甲より四十一度三十分七
千三百メートルの処

ロ 甲より三百四十八度四十
五分六万六千五百メートルの処

四の十

基点甲 //

イ 甲より三十一度十五分六
イより三百四十八度四十
五分六万五千五百メートルの処

四の十

基点甲 //

イ 甲より三十一度十五分六
千三百メートルの処

四の十

基点甲 //

イ 甲より十六度十五分五千
五百メートルの処

四の十

基点甲 //

イ 甲より二度三十分五千二
百メートルの処

四の十

基点甲 //

ロ イより三百四十八度四十
五分六万五千五百メートルの処

四の十

基点甲 //

イ 甲より三百三十三度三十
分五千八百メートルの処

ロ イより三百四十八度四十
五分六万四千五百メートルの処

00288

鳥氣濱
村高取
郡都縣

00290

00291

十五
その一

第五十五号

基点甲
イ 甲より十九度三十分一
六百メートルの処
ロ イより三百四十八度四十
五分五万八千メートルの処

| | | |
|-----------|-------|---|
| 十六 その二 | 第五十六号 | 基点甲 イ 甲より二度三十分一万四 百メートルの処 ロ イより三百四十八度四十 五分五万七千メートルの処 |
| 十七 その二 | 第五十七号 | 基点甲 イ 甲より三百四十五度一万 九百メートルの処 ロ イより三百四十八度四十 五分五万六千メートルの処 |
| 十八 その二 | 第五十八号 | 基点甲 イ 甲より三百三十五度三十 一分の処 ロ イより三百四十八度四十 五分五千五百メートルの処 |
| 十九 その二 | 第五十九号 | 基点甲 イ 甲より三百三十五度三十 一分の処 ロ イより三百四十八度四十 五分五千四千メートルの処 |

00292

| | | | | |
|------------|------------|---|------------|---|
| 三十 その二 | 第六十号 | 赤崎町沖合 島取県東伯郡 | 第五十八号 | 基点甲 イ 甲より二度三十分一 六百メートルの処 ロ イより三百四十八度四十 五分五万三千メートルの処 |
| 二十一 その二 | 二十二 その二 | 基点甲 イ 甲より三百三十五度三十 一分の処 ロ イより三百四十八度四十 五分五千五百メートルの処 | 二十三 その二 | 基点甲 イ 甲より三百三十五度三十 一分の処 ロ イより三百四十八度四十 五分五千四千メートルの処 |
| 二十二 その二 | 二十三 その二 | 赤東島 崎伯取 町郡県 | 二十四 その二 | 二、 |
| 二十三 その二 | 二十四 その二 | 二、 | 二十五 その二 | 二、 |

00293

第六十二号

イ 甲より二十二度七千九百
メートルの処
ロ イより三百四十八度四十
五分五万二千メートルの処

三十

二

三十一

二

三十二

二

三十三

二

三十四

二

三十五

二

三十六

二

三十七

二

三十八

二

三十九

二

四十

二

四十一

第六十二号

イ 甲より六度七千五百メー
トルの処
ロ イより三百五十度十分七
五分五万一千メートルの処

三十

二

三十一

二

三十二

二

三十三

二

三十四

二

三十五

二

三十六

二

三十七

二

三十八

二

三十九

二

四十

二

四十一

00294

三十

二

三十一

二

三十二

二

三十三

二

三十四

二

三十五

二

三十六

二

三十七

二

三十八

二

三十九

二

四十

二

四十一

三十

二

三十一

二

三十二

二

三十三

二

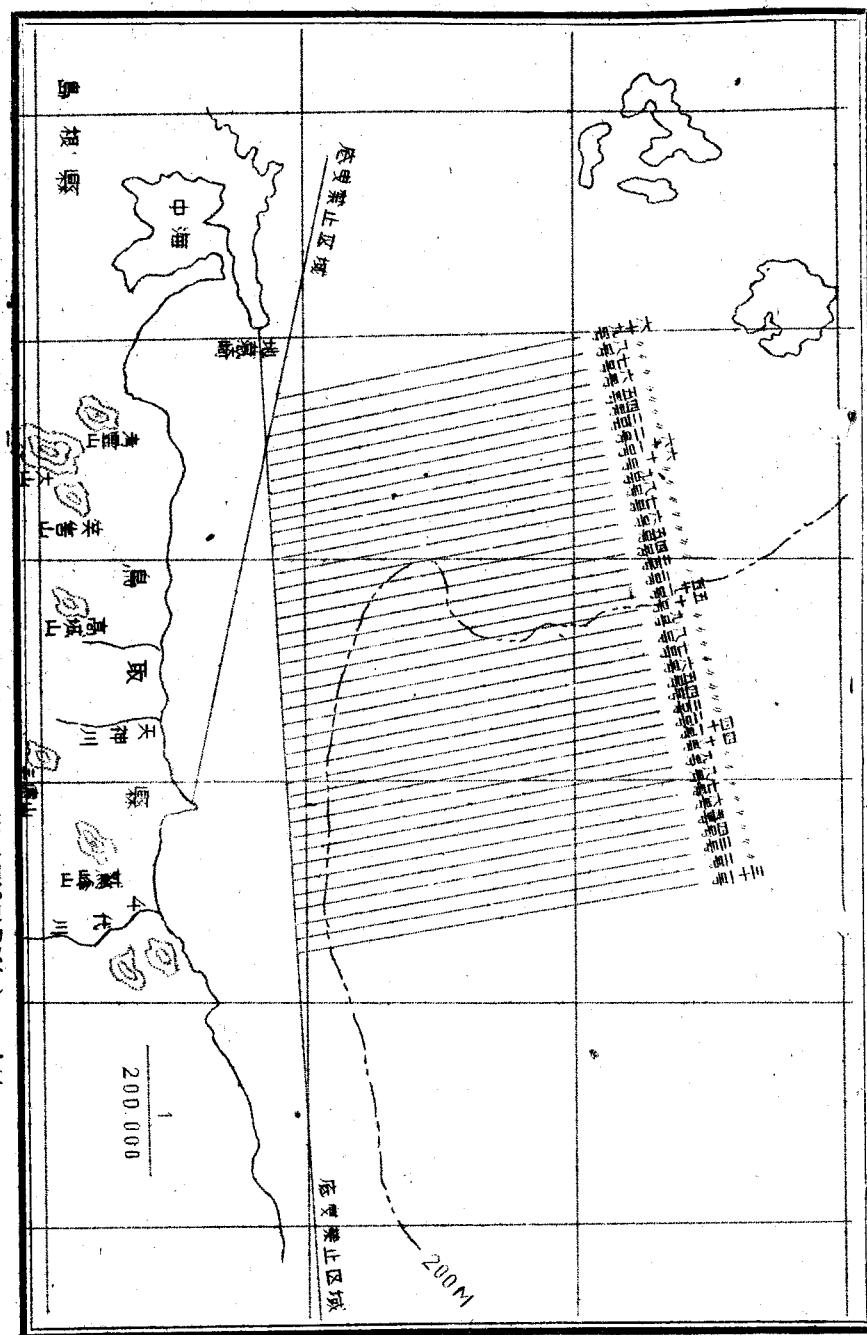
三十四

二

三十五

二

00298



10295

鳥取県公報

昭和二十七年三月二十日 木曜日

本書ノ大キサハ国定規格A五判

号 外

◇告示 鳥取縣展示林設置規程

目 次

れに高度の林業技術を取り入れた模範的施業を行つて
その具体的効果を一般に確認させ民間林業技術の向上
発達を促し、もつて林業經營の合理化、森林生産力の
増強に資するため、この規程の定めるところにより、
鳥取縣展示林（以下「展示林」という。）を設置する。

（種類） 第二條 展示林の種類は、左の通りとする。

- 一 新炭林の合理的經營に關するもの
- 二 森林撫育に關するもの
- 三 特用樹、竹栽培に關するもの
- 四 肥料木、飼料木植栽に關するもの
- 五 防災に關するもの
- 六 優良樹苗育成に關する展示苗畑
- 七 その他第一條の目的を達するために必要な展示林

昭和二十七年三月二十日

鳥取縣知事 西尾愛治
鳥取縣展示林設置規程

（目的）

第一條 林業經營の模範となるような林分を選定し、こ

鳥取縣公報 每週火曜日發行（休日ニ當ル）

昭和二十七年三月二十日

外

（第三種郵便物認可）

一

及び展示苗畠

(設置)

第三條 展示林は、設置を希望する者の所有する森林及び畠地のうちから第一條の目的を達成するために適當と認められるものについて知事が設置する。

(面積)

第四條 展示林の森林又は苗畠面積は一反歩以上とする。

(申請書)

第五條 展示林設置を希望する者は、様式第一號又は、

(第二號の申請書を知事に提出しなければならない。

(施業及び報告)

第六條 展示林の施業については、その所有者は、知事の指示に従わなければならない。但し、左の場合はこの限りでない。

一 森林火災の延焼を防止するために緊急必要な伐採

二 その他、森林又は、施設を保全するために緊急必要な措置

四 苗畠諸作業

五 測量地況及び林況調査、標柱設置

六 その他知事が必要と認めた施業

(所有者)

第八條 展示林の所有者は、第六條の場合の外、左に掲げる事項を行なへねばならない。

一 立木竹の伐採

二 林地の手入及び撫育作業

三 種子及び挿木採取又は、植樹、は種、挿木等による造林

2 前項の規定により知事の指示に従つて作業を終したときは、遅滞なくその旨を知事に報告しなければならない。

(施業及び経費) 術吏員の指導のもとに所有者がこれを行いその経費は豫算の範囲内で県が負擔する。

00300

第十二條 展示林は、その位置及び區画を判然としてお

くとともに、これを表示するために様式第四號の標柱を設置するものとする。

(生産物)

第十三條 展示林からの生産物は、展示林の所有者の所得とする。

(生産に損失を生じた場合)

第十四條 第十條の比較區の設置又は、天災等の被害によりその森林又は、苗畠からの生産に損失を生じた場合は、これに對し縣は補償の責を負わない。

(廢止)

第十五條 展示林の所有者がこの規程に違反したときは知事は、展示林の設置を廢止することができる。

(申請書、報告書等の經由)

第十六條 この規程によつて知事に提出する申請書、報告書等は、所轄地方事務所長を經由しなければならぬ事に提出しその承認を受けなければならぬ。

(標柱)

第十條 展示林には、模範的施業を行う森林又は、苗畠

に接續して展示林面積の三分の一程度の模範的施業を行わない比較區を設置することができる。

第十一條 展示林の所有者がその土地、立木竹、施設等を處分しようとするときは、様式第三號の申請書を知事に提出しその承認を受けなければならぬ。

00301

この規程は、昭和二十七年三月〇〇日から施行する。

様式第一號

附 則

何々展示林設置申請書

| | | | | | |
|---|-------------------------|--------|---------|---------|---------------|
| 所在地 | 市 郡 | 町 村 | 大字 字 | 字 番地 | 番地 別紙位置圖の通 |
| 所有者 | 市 郡 | 町 村 | 大字 字 | 字 番地 | 何 某 |
| 樹種、林 樹種 令別面積 の沿革 史施業 の歴史 | 林 樹種 令 面積 反 | 本 數 | 蓄 積 | 石 備 | 考 |
| 交通關係 | 積 本 數 | | | | |
| 地 況 | 方位 | 傾斜 | 土層 | 土質 | |

右に(何々)展示林を設置されるよう申請します。

年 月 日

申請者 住所 氏名

鳥取縣知事

殿

- 一、添付圖面
①位置圖
二、縮尺五万分の一
②實測又は見取圖
三、地番が二筆以上にわたるときは左記様式の土地明細書を添付すること。

土地明細書

| | | | | | | | | | |
|---|--------|--------|--------|---|--------|---------------|--------------|--------------|-------------|
| 計 | 市 郡 | 町 村 | 大 字 | 字 | 地 番 | 積 台帳面 反 | 實 測面 積 | 見 込面 積 | 所 有 者 |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

様式第二號

展示苗烟設置申請書

| | | | | | |
|--------|--------|--------|---------|---------|----------|
| 所在地 | 市 郡 | 町 村 | 大字 字 | 字 番地 | 別紙位置圖の通り |
| 所有者 | 市 郡 | 町 村 | 大字 字 | 字 番地 | 何 某 |
| 養苗樹種 | 樹種 | 是種 | 据置 | 床替 | 挿木 |
| 施業面積 | | | | | |
| 地 況 | | | | | |
| 苗烟の歴史 | | | | | |
| 交通關係 | | | | | |

右に展示苗烟を設置されるよう申請します。

年 月 日

申請者 住所

氏名

右何々につき承認下さるよう申請します。

記載注意

鳥取縣知事

殿

名

様式第一號記載注意同じ

申請者 住所

氏

名

鳥取縣知事

殿

名

記載注意

様式第四號

一、道標柱（主要道路入口、分岐点等に建設）
規格 資材はスギ又はマツ材を用い標柱の尖端は四角錐状になす。

形量は四寸角、長七尺、下部二尺は土中に埋没し地上部は白ペンキ塗りとし左の文字

を記入のこと。

展示林の位置

(右側) 郡市 町 村大字 字 番地

(正面) 鳥取縣 展示林入口（又は適當な文字）

(左側) 林業の相談は林業地區技術普及員へ

二、展示林標柱

規格 道標柱に同じ

(右側) 郡市 町 村大字 字 番地

(正面) 鳥取縣 展示林第何號

(左側) 設置年月日 所有者 所 氏名

(裏面) 林業の相談は林業地區技術普及員へ
三、境界標柱

規格 資材は道標柱に同じ
但し形量は川寸角長六尺見通しのきく場合は三尺とし左の文字を記入のこと。

(境界内側) 鳥取縣 展示林境界測定第 號
(境界外側) 設立 年月日